

平成 17 年 1 月 29 日

## 多様な人々が混在する都市の自治を考える ～自治基本条例区民会議 区民フォーラムを開催～

本日 29 日（土）、豊島区自治基本条例区民会議は、区民会議案の策定に向けたこれまでの取り組みをまとめた中間報告会「区民フォーラム」を開催した。

日 時：平成 17 年 1 月 29 日 午前 10 時～11 時 45 分

会 場：豊島区立上池袋コミュニティセンター（豊島区上池袋 2 丁目）

主 催：豊島区自治基本条例区民会議

豊島区では、参加と協働を柱とするまちづくりを進めていくため、「（仮称）豊島区自治基本条例」の制定に取り組んでいる。区民会議は、これからの地域社会づくりの基本ルールとなる「自治基本条例」を策定するにあたり、区民が自主的に参加する場。昨年 5 月に準備会を始め、これまで 17 回の全体会を開き、「中間のまとめ」を決定、今回の区民フォーラムで発表した。

区の呼びかけに応じて集まった区民会議のメンバーは、在住・在勤・在学・在活動の計 40 名。7 月には、区民会議と区が対等な立場で議論し、区の特性を踏まえた自治基本条例のあり方を検討するため「パートナーシップ協定」を締結、区民会議案の策定に向け様々な議論を重ねてきた。

その中で最も一番多くの時間を割いたテーマは、自治基本条例の主語となる「区民」とは誰かということ。豊島区は池袋を始めとする商業地と住宅地が混在し、総人口に匹敵するほどの昼間流入人口がある。そんな豊島区には、色々な人がいて、色々なグループや組織が交じり合っている都市の面白さがある。そんな多様性の面白さを活かすまちづくりを、自治基本条例を検討するにあたっての基本的な考え方とした。

本日の区民フォーラムには、約 80 名が参加。自治に対する区民会議メンバーの熱い思いが込められた条例前文案の説明に始まり、区民会議案の 4 つのテーマに沿って、各ワーキンググループの代表が説明した。その後、参加者から多くの意見・質問が出され、コミュニティや区民と住民の定義などについて熱い議論がなされた。

区民会議では、条例の趣旨をより多くの方に理解してもらい、さらに多くの意見を条例案に取り込んでいくため、意見を募集中。また、「出前説明会」で区民などのグループに出向き、説明や意見交換を重ねていき、3 月には区民会議案を区長へ提出したいとしている。

### ● 区民会議案の柱となる 4 つのテーマ

- ① 区民の定義・権利と義務・・・在住者だけでなく、在勤・在学・在活動を含め、区民を幅広く定義。外国人の多い地域特性を踏まえる。
- ② コミュニティ・自治・・・既存のコミュニティを核として、様々な目的コミュニティ（市民団体、NPO、商店街、企業、大学等）がつながり、地域の生活課題を解決する新たな生活コミュニティを形成。
- ③ 区政への参画と協働・・・情報の共有を前提に、多様な主体が参画できる仕組みづくり。区と区民、区民相互が対等な対等な立場で連携協力し、地域社会の発展を目指す。
- ④ 議会・行政運営・・・区民の信託に基づく議会と区長の設置宣言。区民の代表者として、それぞれの機能・役割を果たす責務など。

\* 中間まとめ全文および区民会議の検討経過は豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp> で見られます。

\* 写真をメールで送ります。

詳細：企画課自治基本条例担当